

といつて居る。想ふに便肩吾の詩には本邪に作つて居たのを後人が斜に改めたのであらう。予はこの論文で日本風の正坐即ち支那の危坐端膝斂膝を「孔子尻」の尻と同様と視たが、是には多少の疑がある。尻は人几に凭るの意であるが、身體の下半部の如何やうであるかは不明である。そして閑居がこの形であるとする、必ずしも日本風の正坐でなかつたかも知れぬ。特に東方朔非有先生論に「吳王懼然改容捐薦去几危坐而聽」といふ句があつて見れば危坐には少なくとも几を去つたことは明である。たゞ危坐は跪と同意にも用ゐらるゝからこの危坐は跪の意で、孔子閑居の尻は日本風の正坐と視ても支障なからうと思ふ。兎も角予が坐法の一つとして擧げた尻若くは坐は日本風の正坐の意味で、必ずしも尻の原義に拘はらざらんことを望むのみである。

## 唐宋櫃坊考

加藤 繁

- 一 唐宋時代の文獻に見えたる櫃坊
- 二 櫃坊の名義及其の出現の由來
- 三 櫛櫃と櫃坊
- 四 寄附鋪と櫃坊
- 五 櫃坊と帖
- 六 結語

### 一 唐宋時代の文獻に見えたる櫃坊

櫃坊といふものは、是迄支那學者から全然注意されて居ないやうであるが、支那の經濟史的研究に興味を持つものに取つては閑却することの出来ない項目の一つである。私は此

れに就いて多少の努力を試みたけれども、僅少な材料を蒐め得たに過ぎないので、まだ學界に報告するだけの結果を獲ないのであるが併し一應發表して大方の教を仰いだ方が研究を進める上に便宜かと考へ、敢て此の一篇を起草することゝした。

現存の文獻の中で櫃坊といふ語を始めて載せたものは、私の知る限りでは、晚唐の詩人溫庭筠が乾牒子である。乾牒子は今では亡びて傳はらないやうであるが、太平廣記のあちらこちらに其の一部が保存されて居る。櫃坊のことも、太平御覺卷二百四十三治生の、乾牒子から引かれた扶風の竇父が物語に見えて居る。竇父は世人の棄てゝ顧みない品物、土地若しくは人を利用して鉅萬の富を積んだので、其の事は詳に上記乾牒子の文に載つて居るが就中注意すべきは次の一條である。

嘗有胡人米亮。因飢寒。父見輒與錢帛。凡七年不之間。異日又見亮。哀其飢寒。又與五千文。亮因感激而謂人曰。亮終有所報大郎。父方閒居。無何亮且至。謂父曰。崇賢里有小宅出賣。直二百千文。大郎速買之。父西市櫃坊。鏤錢盈餘。即依直出錢市之。書契曰。亮與父曰。亮攻於覽玉。嘗見宅內有異石。人罕知之。是搗衣砧。眞子闔玉。大郎且立致富矣。父未之信。亮曰延壽坊召玉工觀之。玉工大驚曰。此奇貨也。攻之嘗得腰帶鈔二十副。每副錢三千貫文。遂令琢成。果得數百千價。又得合子執帶頭尾諸色雜類。鬻之。又計獲錢數十萬貫。云云。

右の中、私共の眼を射るのは、父西市櫃坊、鏤錢盈餘、即依直出錢市之、といふ一節である。此

の文を玩味するに、當時長安の西市に櫃坊といふものがあつて、寶又は、此處に錢の盈餘、即ち當座入用の外其の所有する錢の大部分を預けて居つたので、胡人米亮が崇賢里小宅出賣のことを報じ來るや、又は櫃坊から小宅の價格だけ錢を引出して之を買取つたものと受取られる。此れに依つて考へるに、櫃坊とは人の錢、並に恐らくは金銀其他の財寶をも預つて保管する場所であつたであらう。さうして人々が此處へ錢物を預入れるのは、此の場所が比較的安全であつて、盜難等に罹つて喪失する虞が少かつた爲であらう。隨つて預入人は相當の保管料を拂つたであらうし、櫃坊の方では依託された錢物の安全を保證するに足る相當の設備を整へたであらう。

次に、櫃坊の語は、宋の李燾の續資治通鑑長編卷三十一太宗、淳化二年閏二月己丑の詔に見える。即ち

己丑詔。京城無賴輩。相聚蒲博。開櫃坊。屠牛馬驢狗以食。銷鑄銅錢。爲器用雜物。令開封府戒坊市謹捕之。犯者斬。匿不以聞。及居人邸舍。僦與惡少爲櫃坊者同罪。とあつて、宋の都開封に於て、無賴の徒が、表面櫃坊を開いて營業するやうに装ひながら、實は此處に集まつて賭博を行ひ、牛馬などを屠つて食ひ、銅錢を銷鑄して器物を造るなど、様々の惡事を行ふものがあるが故に、開封府に令して此輩を捕らへて嚴刑に處せしめることを載せて居る。願ふに櫃坊は保管物の安全を保持する責任があるから、其の方法の一つとして、少壯にして膂力あるものを雇ひ入れて養つて置いたのではあるまいか。宋の吳自牧の夢梁

錄九<sup>卷十</sup>に依れば、杭州に塌坊といふ一種の大規模な倉庫があつて、人力を雇養して毎夜巡邏せしめたのであるが、櫃坊に於ても亦警護の爲人を養ひ置いたのであるまいか。随つて勇み膚の少年も常に出入したので、無頼の少年等が僞つて櫃坊を開き、櫃坊の名に隠れて悪事を行ふ便宜があつたのであるまいか。其は兎も角もあれ、斯様に僞の櫃坊があつたからには、他に本物の櫃坊の存在したことを認めなければならぬ。

居家必用事類全集辛集に收められた爲政九要の、禁捕第五の中にも、亦櫃坊のことが見える。即ち

司縣約束賭博錢物。懲歸拔牌。打破買鬼雙陸象棋。樗蒲掘梨。開閱匱房。幫閑子弟。破壞良家。窮極爲盜。禁之可矣。

とあつて、淳化二年の詔と同様、匱房の名に隠れて賭博其他の悪事を行ふを禁すべきことを述べて居る。匱房は櫃坊と同音且つ同義である。又爲政第八の中には、

司縣到任。體察奸細盜賊陰私謀害不明公事。密問三姑六婆。茶房酒肆妓館食店櫃坊。馬牙解庫銀鋪旅店。各立行老。察知物色名目。多必得情。密切告報。無不知也。

とあつて櫃坊の字様を用ひ、司縣たるものは、茶房酒肆妓館等と同じく、櫃坊にも、行老即ち組合頭を置き、之を利用して市井の情偽を察すべきことを述べて居る。居家必用事類全集は、居家處世に關する宋元人の撰述を纂輯したもので、其の纂輯の時期は元代と認められて居る。爲政九要は、私の考では、宋人の作であらう。序文に據れば、此の書は編者趙素が少時記

誦した自箴といふ書の一部を、後年其の記憶を辿つて書卸したものであるが序文及本文の記載に依つて考核すれば、趙素が書卸したのは元初であり、其の少時記誦したといふのは宋末であり、而して自箴の撰述されたのも亦宋代であつたと推定せられる。若し此の推定が誤りでないとすれば、右爲政九要即ち自箴の記事に依つて、櫃坊は宋代に於て、一面姦人の爲に其の名義を利用せられたに拘はらず、相應に發達して、開封の如き大都會のみならず、地方の諸州縣にも設置されたと言ふことが出来る。

以上述べた所に依つて、櫃坊といふ一種の商店が、唐宋二代に亘つて存在したことは明瞭であらう。

註一 解庫は質屋である。此れは宋の吳曾の能改齋漫錄卷二に江北人謂以物質錢爲解庫。江南人謂爲質庫。云云。とあるので分かる。爲政九要に櫃坊と解庫とを並べ挙げたのを觀ても、此の二つが各獨立した營業であつたことが知られる。

註二 行は同業商店の立並んだ町を意味すること、單に商店を意味すること、同業商人の組合を意味すること、三つの場合がある。行老の行は第三の場合と解せられる。

註三 明の田汝成の居家必用事類全集の紋に居家必用事類凡十集。以甲乙丙丁等字爲序。不著纂輯者姓名。疑元時人爲之。以其所引占書宅經。多宋元人事。是以知之耳。とある。

註四 爲政九要の序に「上略予童時。於先大人賜號歸明陽子篋笥中見一書。曰自箴。觀之數百條。聊記其節目。不知始末誰作也。近爲天家創制垂統。撫治萬民。因書強記者數十條。庶俾後進者之爲政云。特賜恒山皇極道院虛白處士河中心菴趙素才剛書。とある。此れに依つて爲政九要は、自箴數百條の中、趙素が記憶した數十條だけ書卸したものであることが知られる。尙ほ右

の序文の初には爲政九要自箴序とあるから、爲政九要は略稱で、自箴の二字を加へたのが本當の名稱であつたと察せられる。

註五 右に擧げた爲政九要の序に近爲天朝創制垂統云云とあるから、趙素が此の書を書卸したのは元の初か、宋の初かであらねばならぬ。又該序文に依れば趙素が此の書を書いたのは所謂創制垂統の際であり、彼が童時始めて自箴を見たのは、其れよりも少からぬ歳月を隔てた以前の事であり、自箴が著されたのは其れよりも又以前の事であるから、自箴の撰述と創制垂統の間には少くとも數十年の隔りがあらねばならぬ。然るに爲政九要の第一章即ち因書第一に、盤古氏包犧氏以下古先聖王の事蹟を載せ、最後に周世宗留意于農民云云と云つて周の世宗のことを擧げてゐるのを觀れば、九要の原書たる自箴が始めて撰述されたのは世宗殂落後であり、而して世宗に次いで立つた恭帝は約半歳にして位を宋の太祖に讓つたのであつて若し爲政九要の出來を宋の初とすれば、上に指摘した自箴の撰述が創制垂統より數十年以前であつたといふ條件に適合しないから、所謂創制垂統は宋の定鼎でなくして元の其れであり、趙素が爲政九要到に卸書したのも宋の初でなくして元の初であつたと断定しなければならぬ。随つて自箴は宋人の作であり、樞坊其他の記載は宋代の事柄であると觀なければならぬ。ついでに言ふ。因書第一には周の文王の次に後唐の明宗と周の世宗との事蹟を載せ、世宗に對しては晝夜不忘小人之艱難。漢唐以來一人而已と稱賛し、而して宋の諸帝に及ばないで筆を終へて居る。此れに由つて觀れば、自箴は宋の初迄生存した五代の遺老に依つて作られたものらしく受取られる。併乍ら、趙素が童蒙の頃、此の書が民政の心得數百條を網羅した一大冊子であつて、而も何人の作とも傳へられなかつたことに依つて考へれば、此の書は最初撰述された儘で後に傳はつたのでなく、此の種の書に往々見る如く、屢新しい事例や箴戒が増補されて、民政の葉として重寶がられたものではあるまいか。自箴といふ名から觀ても最初は恐らくは餘り浩瀚なものではなかつたであらうが、幾度かの増補を経て數百條を包容する大冊子と爲つたのではあるまいか。さうして斯く幾人か

の手を潜つた爲、いつの間にか原著者の氏名は失はれて了つたのではあるまいか。果して左様とすれば、此の書は原と宋の初に撰述されたわけで、其の記載する所は必しも宋の初の事柄と限らないのである。

## 二 櫃坊の名義及其の出現の由來

櫃坊といふ名稱は如何なる意味であらうか。此の營業は何故に櫃坊と呼ばれたであらうか。櫃は我國ではひつと訓じ、比較的大いなる且つ堅固なる入物を指すのであるが唐宋時代に於ても左様であつたやうである。櫃字の初の形は匱で後木又は金に从つて櫃若しくは鑿に作られたのであるが、宋の戴侗の六書故第十七匱の條には

匱 求忪切。藏物也。

說文匱匣也。匣匱也。別作櫃。匱亦匱也。別作櫃。

按今通目藏器之大家爲匱。

次爲匣。小爲匱。語

曰虎兕出於柙。龜玉毀於楨中。匱之借爲匱竭。云云。

とあつて、當時藏器の大なるものを匱即ち櫃と呼んだことを傳へてゐる。又宋の太平老人撰と稱せられる袖中錦には

偷兒云。夜入人家。有三畏。一畏有老人。二畏有牙兒。三畏乳犬。如金銀物有大櫃有鐵鈕。賊不能入。

とあつて、大櫃の中に金銀等を入れ鉄鈕を施し置かば、賊も如何ともし難いことが見える。櫃にも勿論大小様々あつたであらうが、總じて大且つ堅牢で、金銀錢貨を始め、貴重な財物を

蓄藏するに適したことは、右二書の記載に依つても知ることが出来る。さうして此れは唐の張説が虬髯容傳に、置中に錢十萬を藏したことが見え、舊唐書<sup>卷百三十五</sup>王叔文傳に無門の大櫃に金寶を容藏したことが見え、唐の鄭處誨の明皇雜錄に小黃門が玄宗秘藏の玉龍子を盗んで李輔國に遣り、輔國は之を櫃中に置いて大切に保存したことが見え、舊五代史<sup>卷二</sup>梁太祖紀二には、唐の天祐二年九月宋全忠が襄城府署を巡視し、西廡下の密閉せる一亭を啓いて金銀數百錠を收めた。大櫃を發見し、陰物之を主り、我の來つて取るを俟つかと嘆じたことが見え、續資治通鑑<sup>卷八十八</sup>太宗太平興國二年正月の條に禮部員外郎賈黃中が昇州府廡に於て南唐李氏の遺物なる金寶數十櫃を得たことが見え、其の外此れに似た事例が唐宋時代の載籍に少からず見出される事に依つて益確かめられる。櫃は木若しくは金屬を以て造られ、時としては石でも造られたやうであるが、木を以て造り、此れに堅固な鎖鑰を施すのが普通であつたことは、木に从つた櫃字が最も多く用ひられたことに依つても察せられる。要するに櫃は唐宋時代に於て、最堅牢な入物で、官府に於ても民間に於ても使用されたのであるが、併し櫃に財物を藏したればとて、勿論絶対に安全であることは出来ない。袖中錦に金銀物在大櫃有鐵鈕云云と言つたのは一應尤もであるけれども、必しも左様ばかりではあるまい。願ふに櫃に堅固な鎖鑰を施すとも、盜賊は之を打破ることを工夫するであらう。又櫃の餘り大きくないものは、多數の盜賊ならば、之を昇いで去ることが出来る。されば官府は姑く置き、民間では櫃に財を藏するを以て安心することは出来ない。是に於て盜賊其他



の危険より免れ得べき設備を整へ且つ萬一喪失することあれば之を賠償するに足る豊富な資力を擁しつゝ人の金銀錢物を保管するものゝ出現することが自ら要求されたであらう。此の要求に應じて現れ來つたのが、やがて樞坊であつて、樞坊の名は特別に堅牢な櫃を造つて人の財物を保管するところから起つたであらう。

支那には古來財寶を地中に埋藏する習慣がある。其の由來は頗久しいので、淮南子人間訓に既に其の事が見えて居る。さうして現今に至つても猶往々行はれると聞く。されば唐宋時代にも勿論行はれたので、當時の文獻を涉獵すると、之に關する記事に屢逢着するのであるが、就中宋の沈括の夢溪筆談十一に據れば洛陽には宿藏甚多く、土地を買入れる時若し其の土地がまだ發掘を経ない場合には、地中に財物の埋藏されあるものと認めて、其の爲土地の價格の外に掘錢といふものを支拂ふを通例とし、其高は千緡を踰えることすらあつたといふことである。此れは地中に財物を埋藏しながら子孫に告げ残す機會を失つた爲、其儘放棄され他人に掘鑿せられることゝ爲つたのであるが、土地を買ふに當つて猶發掘を経なければ必ず掘錢を出すといふに至つては、埋藏された財物の如何に夥しかつたかと思ひやられる。財物を地下に埋藏する目的は申すまでもなく其の安全を期するにある。盜難掠奪其他種々の危険より免れることにある。地下は地上に比して安全なのに相違ないが同時に色々の不便を伴なつて居る。即ち出し入れが困難であつて、急に取出すこともむつかしければ仕舞ふこともむつかしく、且つ輕忽に取扱へば人に見られて盜まれる心配が

ある。随つて屢財物を運轉し其の收支出入の頻繁なものに取つては之を地下に埋藏することは、特に不便であつて、斯様な人は、地下よりは便利であり、自分の家よりは安全である財物貯藏の場所を要求することが最切實であつたであらう。財物埋藏の習慣があるに拘はらず、櫃坊といふものゝ起つた理由は、恐らくは主として此處に求むべきであらう。即ち櫃坊は常に資本を運轉する商人社會の要求が主なる誘因と爲つて現れ來つたのであらう。竇父の如きは必しも斷えず商賣をしたのでなく、時として閒居したこともあるけれども、而も常に貨殖の機會を窺ひつゝ、あつた一種の商人であるが、彼が櫃坊を利用したことに依つても、商人と櫃坊との關係を察することが出來よう。要するに櫃坊は主として商人の要求に依つて起り、且つ主として商人に利用されたであらう。随つて此の營業は長安開封の如き大都府の外、比較的商業の盛な州縣に於て、主として行はれたであらう。

註六 淮南子卷十八人間訓に掘藏之家必有殃。以言大利而反爲害也とある。高誘の注には掘藏を冢を發くの義と解したが、清の翟澗の通俗編卷二十三掘藏の條には、之を埋藏の財を掘取る意と見て居る。私は翟澗に左祖するものである。

### 三 儻櫃と櫃坊

唐の徳宗の時、連年河朔淮西を討伐して多額の軍資を費し、財政が窮乏を訴へたので、建中三年から四年にかけて種々の苛酷な制度を設けて民財を誅求した。所謂借商間架除陌等は即ち是れであるが、其の中に儻櫃質庫を取るといふことがある。舊唐書<sup>卷十</sup>徳宗本紀上、

建中三年四月甲子の條には此の事を叙して

又取<sup>〇</sup>儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>庫<sup>〇</sup>法<sup>〇</sup>拷索<sup>〇</sup>之。纔二百萬。

と云ひ同卷百三十五盧杞傳には

又以儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>納<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>積<sup>〇</sup>錢<sup>〇</sup>貨<sup>〇</sup>貯<sup>〇</sup>粟<sup>〇</sup>麥<sup>〇</sup>等。一切借四分之一。封其櫃窖。長安爲之罷市。百姓相

率千萬衆。邀宰相於道訴之。杞初雖慰諭。後無以遏。即疾驅而歸。計儼<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>與借商。

纔二百萬貫。德宗知下民流怨。詔皆罷之。

と云ひ、新唐書卷五十二食貨志には

又取儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>納<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>錢。及粟麥糶於市者。四貳其一。長安爲罷市。

と云ひ同卷二百二十三下盧杞傳には

又儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>舍<sup>〇</sup>居<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>粟<sup>〇</sup>者。四貳其一。僅至二百萬。

と云ひ資治通鑑卷二百二十七德宗建中三年四月の條には

又括儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>錢。凡蓄積錢帛粟麥者。皆借四分之一。云云。

と云つて居る。即ち舊唐書德宗本紀には儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>庫<sup>〇</sup>を取ると云ひ同盧杞傳には儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>納<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>を

借ると云ひ、新唐書食貨志には儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>納<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>錢を取ると云ひ、同盧杞傳には儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>舍<sup>〇</sup>を貸ると云

ひ、通鑑には儼<sup>〇</sup>櫃<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>錢を括すと云ふのであるが、此れは如何なる意味であらうか。元の胡三

省の通鑑の注には

民間以物質錢。異時贖出。於母錢之外。復還子錢。謂之儼櫃。儼即就翻。

と云ひ、儲櫃を以て物を質入して錢を借りる意とした。若し果して左様であれば、儲櫃の意義は全く質庫若しくは納質質錢などの其れと同一である。随つて單に儲櫃といふか若しくは單に質庫などいふので足りるのであつて、儲櫃質庫など、二語相重ねることを必要としない。然るに右に擧げた如く、新舊唐書通鑑等には、いつも必ず儲櫃質庫又は儲櫃納質など云つて、此の二つを列擧し、斯く列擧することを絶対に必要とするものゝやうである。尙ほ儲櫃質庫などいふ四字を約して二字とする場合には、舊盧杞傳には、上に掲げた如く、儲質と云ひ、新食貨志には

及涇源兵反。大諱長安市中曰。不奪爾商戶儲質。不稅爾問架除陌矣。

と云ひ、資治通鑑考異卷八建中三年の條には

借商括儲質所得二百萬緡。

といふ見出しを設けて居て、孰れも揃つて儲質と呼び、儲櫃とも云はなければ質庫とも云はず、儲櫃又は質庫だけでは不完全で、必ず儲と質との二字を要するらしく受取られる。以上述べた所だけから觀ても、儲櫃質庫儲櫃質錢などいふことを單に質入の義に解する胡三省の説は受入れ難いのであるが、一步を進めて考へるに、儲櫃の儲は賃錢を支拂つて物又は人を己の爲に利用することを指す言葉である。即ち家を賃借することも儲と云ひ、人夫を雇ふことも儲と云ひ、車や舟を借り雇ふことも儲といふのであつて、其の例は、唐の南卓の羯鼓錄、新唐書裴耀卿傳、續資治通鑑長編卷九宋の朱或の萍洲可談などを始め、其他多くの文獻に見え

る。されば尙櫃も貨錢を拂つて他人の櫃を利用するやうな事柄であらねばならぬ。物を質入する時、質屋は之を安全に保存する責任があるから、櫃の如き堅牢なものに入れ置くこともあるであらう。さうして質入人が質物を受戻す時、母錢と共に子錢を支拂ふ事は胡三省の言ふ如くである。併乍ら子錢は其の名の示す通り、母錢に對する利息であつて、決して質物の保管料でない。又質屋が質物を安全に保存するは其の義務であつて、決して質入人の依頼に因つてすることではない。されば質物が櫃に保管される場合があつても、其れと子錢とは何の交渉も無い。随つて質入は之を尙櫃と言ふことは出来ない道理である。更に實例に徴しても、質のことは質、典、貼、典、抵當など呼ばれ、其の例は當時の文獻に累見疊出するけれども、而も之を尙櫃と呼んだものは一つも無い。斯の如く種々の方面から考へて來ると、私共はどうしても胡三省の解釋を誤りと斷定しなければならぬ。然らば尙櫃とは何であるか。私は、櫃坊に、保管料を出して、錢貨や金銀などを預入れることに外ならぬと考へる。建中三年、唐の朝廷は軍資接濟の手段として、長安市民の所有する錢貨穀粟等を調査して、其の四分の一を借上げ、所謂借商なるものを行つたが、之と同時に質屋に質入された財物並に櫃坊に頂けられた財寶をも調査して、同じく其の四分の一を取上げたのであらう。此の見解が、幸に正しいとすれば、唐書通鑑に見えた尙櫃の記事に依つて、櫃坊が晩唐のみならず中唐にも存在したと、並に櫃坊に財物を預けるには保管料を支拂つたことが確かめられるのである。

註七 質庫と言へば通常質屋の義である。併し此處では庫に質すと讀み、質入の意に解すべきである。

註八 質舎は質庫(庫に質す)と同義であらう。併し質屋のことは庫といふのが通常で、舎とあるのは地に殆見當らぬ。全體、儼質舎居質粟者といふのは少しおかしな句で、誤脱があるかも知れぬ。舎は或は庫の誤りかも知れぬ。

註九 羯鼓錄に廣德中。蜀客前雙流縣丞李琬者亦能之。調集至長安。儼居務本里云云とある。

註十 新唐書卷百二十七裴耀卿傳に累遷長安令。舊有配戶和市法。人厭苦。耀卿一切責豪門坐買。預給以直。經儼欺之弊とある。明の方以智の通雅卷二十七に之を解して儼欺、詐人之儼直也。凡以錢順庸作。或質屋定租。皆謂之儼。と云つて居る。尙ほ舊唐書卷九十八裴耀卿傳には儼欺を姦儼に作つて居る。

註十一 續資治通鑑長編卷五十八、眞宗景德元年十月の條に戊午詔。官所儼京畿車乘。並籍其數。每乘賜千錢。以雪寒故也。とある。

註十二 萍洲可談卷一に元豐間。御史中丞舒亶。以罪除名勒停。及儼客舟東歸時。有詔召僧慈本。云云とある。

#### 四 寄附鋪と櫃坊

唐の蔣防の霍小玉傳は、唐の宗室霍王の庶子なる霍小玉といふ名妓が愛人李十郎に捨てられて憤惋して死することを叙したものであるが、其の中に小玉が李と別れて後、沈疾を成し、資用も頗る空しきに至つたので、侍婢をして服玩の物を賣拂はしめる一段がある。其れには

往往私令侍婢潛賣篋中服玩之時。多托於西市寄附鋪侯景先家貨賣。曾令侍婢浣沙。將紫玉釵一隻。詣景先家貨之。路逢內作老玉工。見浣沙所執。前來認之曰。此釵吾所作也。皆霍王小女。將欲上鬻。令我作此。酬我萬錢。我嘗不忘。汝是何人。從何得來。云云。

とあつて、西市の寄附鋪侯景先の家に紫玉釵其他服玩の物を託して貨賣したといふことが見える。所謂寄附鋪とは何であらうか。清の翟灝の通俗編十卷三貨財當の條には之を質鋪と解釋し、我が宮崎道三郎博士も往年質屋の話といふ論文今三に於て同じく質屋と解して居られる。作乍ら私は此れに與しかねる。唐律卷二雜律上に

受寄物費用

といふ律があるが、寄とは寄託即ち預けるといふ意味で、受寄物費用とは人の預けた財物を受けて保管しながら私に費用することを指すのである。當時寄といふ語は一般に預けるの意に用ひられたので、太平廣記卷百五定數十二、李君の條に引かれた唐逸史の文には

有鏡二千貫。寄在某處。云云。

と見え、舊五代史卷五十八唐書趙光逢傳には

嘗有女冠。寄黃金一鎰于其家。時屬亂離。女冠委化于他土。後二十年金無所歸。納

河南尹張全義。請付諸宮觀。其舊封。尙在。云云。

と見え、宋の丁特起の靖唐紀聞、十二月十二日の條の開封府の榜には

略上 人戸等。將本家金銀表段。竭其家貲。赴府送納。如敢藏埋。許諸色人告。略中 知情藏寄之家。亦許告給賞。云云。

と見え、周密の癸辛雜識續集下にも

泉南有巨賈南蕃回佛蓮者。潘氏壻也。其家富甚甚。凡發海舶八十艘。癸巳歲殂。

女少無子。官沒其家貲。略中省中有榜。許人告首隱寄。債負等。

と見え、孰れも寄を以て金錢財物を預ける意味に使用して居る。さうして寄といふ語が一つに寄附(又は寄付とも稱せられたる)とは、上に掲げた唐律、受寄物費用の疏議に

疏議曰受人寄付財物云云。

と云つて、律に寄とあるのを寄付と呼び、又靖康要錄一卷靖康元年正月二十日の聖旨に、上記靖康記聞の開封府の榜と略同じ意味のことを述べて

其餘士庶諸色人。並仰於兩日內。罄所有金銀。立便送官。如有藏匿寄附。送納不盡之數。限滿玆許諸色人告。云云。

と、云ひ寄の代りに寄附の字様を用ひたことに依つて知られる。倍て受寄物費律の正文を觀ると

諸受寄財物而輒費用者坐贓論。減一等。詐言死失者。以詐欺取財物論。減一等。とあつて、凡人の財物を預かりながら私に費用するものは贓罪に一等を減じて處分し、詐つて死失と言ふものは詐欺取財物に一等を減じて處分することに定められて居る。死失と



あるのは財物の中に奴婢牛馬等を包含するからであつて、此れに依つて此の律が、金銀珠玉錢貨の類は申すまでもなく、奴婢牛馬の類にまで亘り、一切の財物に對して適用せられることが窺はれる。翻つて考へるに霍小玉傳に見えた寄附鋪の寄附も唐律の寄同疏議の寄付と同じ意味の言葉と見なければならぬ。随つて寄附鋪は人の財物を預ることを以て本業とするものと解釋しなければならぬのであつて、質屋ではない。尤も唐律には質物の死失等に關する規定が別に存しないから、さる場合に對しては矢張右の受寄物費用律が適用せられるであらうと察せられる。即ち此の律に於ては質入を寄付の特別の場合として取扱ふことゝ爲るであらうが、此は法文の性質上餘儀ない事であつて、此れが爲に寄付といふ語と質といふ言葉との本來の區別を没却することは出来ない。要するに寄附鋪は人の財物を預る營業である。併し財物にも色々あつて、あらゆる財物即ち金銀珠玉も、奴婢牛馬も又其外の粗大な貨物も悉預かるわけには行くまいから、其内或種類のものを主として預かつたことゝ察せられる。霍小玉が萬錢を投じて造らしめた紫玉釵を寄附鋪に託して賣却したのを觀れば、寄附鋪は主として貴重品を取扱つたやうである。但し小玉は寄附鋪に財物を預入れたのではなく、依託して賣却させたのであるが、願ふに此れは寄附鋪の副業に屬するものであらう。寄附鋪が本來財物を預るものであつたことは、其の名稱が明に之を物語つて居ると謂つてよからう。さうして寄附鋪なるものが既に貴重品を預つて其の保管を掌るものであるとすれば、是れは櫃坊と同じものではあるまいか。櫃坊と寄附鋪とは名

を異にして實を同じうするものではあるまいか。營業其物よりして寄附鋪と呼ばれ、其の用ふる主要器具よりして櫃坊と呼ばれたので、實は一つの物ではあるまいか。資料が乏しいので確實な斷案を下すことは出来ないけれども、私は姑く斯く假定して置いて、更に今後考察の結果を待ちたいと思ふ。

伊藤東涯の名物六帖、宮室箋上、市肆店鋪の中に

寄附鋪カシキキ 能改齊漫錄今世所在市井有寄附鋪唐世已然矣按唐吳開集薛防作霍小玉傳有云大理中寄附鋪侯景家。

とあつて、能改齊漫錄に今世所在市井有寄附鋪云云とあることを載せて居る。能改齊漫錄は宋の吳曾の作である。私は此の書を數回檢索したけれども、右のやうな記事を見出すことが出来ないで、更に宋人の筆に成る雜家類數種を調べたが矢張見附からなかつた。能改齊漫錄とあるのは誤りであらうから、類似の書を十分に探して見たいと思つてゐる。尙ほ辭源、寄附鋪の條にも能改齊漫錄。今世所在市井有寄附鋪。唐世既然。云云。按寄附鋪。猶今客棧之類。と云ひ、此處にも能改齊漫錄を引用したのは不思議である。次に東涯は寄附鋪にダシミセ(出し店)と訓じ、辭源の著者は今の客棧のごとしと解したが、此れも俱に誤りであらう。

水滸傳第二十七回到武松道。不曾害。不曾害。打了倒乾淨。我不要留這一頓寄庫棒。寄下倒是鈎腸債。云云。とあつて、棒で打つことを預ける、即ち猶豫するのを寄庫棒と言つて居る。寄庫は財物を預ける場所であることは疑を納れぬ。さうして

宋から明へかけて大荷物や預ける倉庫は、専ら廊場坊など呼ばれたから寄庫は恐らくは寄附鋪即ち櫃坊と同様貴重品を預ける場所と察せられるが、確かなことは分らない。又寄庫棒といふ言葉は、寄庫の存在した時に出来たには相違ないが、寄庫が廢れたのはつた後でも行はれ得る筈であるから、水滸傳が編纂された時に現に寄庫が存在したとも斷言されない。

註十三 明治三十三年二月發行東京學士會院雜誌第二十二編第一號所載。

註十四 寄附と寄付とは相通用したであらう。併し付は元來與へる授けるなどいふ意であるから、此の場合には附著の意義ある附の方が適當であらう。此れは、廣韻に附を寄附と解したのに依つて(康熙字典に據る)益確かめられる。

## 五 櫃坊と帖

櫃坊は人の金銀錢物其他貴重品を保管し、且つ時としては依託を受けて貴重品の賣却をも行つたことは右に述べた所に依つて知られる。此外尙ほ數種の業務を取扱つたかも知れないが詳でない。惟其の一つとして擧げることの出来るのは、金錢預入人の小切手ともいふべきものを受附けて指定された錢高を拂渡したことであらう。

太平廣記<sup>卷百四十六</sup> 尉遲敬德の條に、唐逸史を引いて

隋末有書生。居太原。苦於家貧。以教授爲業。所居抵官庫。因穴而入。其內有錢數

萬貫。遂欲攜挈。有金甲人持戈。曰汝要錢。可索取。尉遲公帖來此。是尉遲敬德錢也。書生訪求不見。至鐵冶處。有煅鐵尉遲敬德者也。方袒露蓬首。煅鍊之次。書生伺其歇。乃前拜之。尉遲公問曰何故。曰某貧困。足下富貴。欲乞錢五百貫。得否。尉遲公怒曰。某打鐵人。安有富貴。乃侮我耳。生曰若哀憫。但賜一帖。他日自知。尉遲不得已。令書生執筆曰。錢付某五百貫。具月日。署名於後。書生拜謝持去。尉遲公與其徒拊掌大笑。以爲妄也。書生既得帖。却至庫中。復見金甲人呈之。笑曰是也。令繫於梁上高處。遣書生取錢。止於五百貫。後敬德佐神堯立殊功。請歸鄉里。敕賜錢。并一庫未曾開者。遂得此錢。閱簿欠五百貫。忽於梁上得帖子。敬德視之。乃打

鐵時書帖。云云。

出逸史

とある。此れは勿論荒唐不稽の物語であるが、此の中に我等に取つて頗貴重な事實が含まれて居る。太原官庫の金甲人は庫中の錢數萬貫を尉遲敬德の錢也と云ひ、敬德の帖を取り來らしめ、其の帖に開く所の數に照らして錢五百貫を書生に與へたとある。此れに依つて此の物語の作られた時他人の錢を預かる者が、預入人の帖(といふ帖子)を持ち來る者に對して指定された錢を拂渡すといふ慣習の存して居たことが認められる。錢其他の財物を預けることは櫃坊に對しても行はれ又前節寄字使用の例證に依つても知られる如く、官人や富豪に對しても行はれたのであるが、後の場合には、通常己より地位高き人に特に頼み入つて預けることであるから、他人に一片の帖を持ち行かせて拂渡を要求するやうなことがあつ

たとは受取りにくい。随つて帖を持ち行かせて拂渡を要求するのは、主として櫃坊に錢物を預けた場合と認めるのが妥當であらう。帖は廣く文書を指す言葉であるが、此處に謂ふ所の帖は今日の銀行の小切手に相當するものと受取られる。尉遲敬徳の物語は何時出來たか詳でないけれども、之を載せた逸史の著者盧子は宣宗大中年間の人であるから、此の慣習が大中の頃既に成立つて居たことは疑を納れぬ。次に宋の吳會の能改齋漫錄八卷十 伍生遇五通神の條には

嘉祐中臨川人伍十八者。以善裁紗帽入汴京。止于鄉相晏元獻宅前。爲肆以待售。一日至保康門。遇五少年趨氣毬。伍生亦習此。即從少年趨之。少年見伍生頗妙。相與酬酢不已。時日西。四少年將去。曰大哥不歸乎。其一人曰。汝先去。吾與毬士飲酒耳。乃邀伍生上房家樓。飲之盡四角。問生本末甚詳。飲罷。取筆寫帖付生曰。持此于梳行郭家。取十千錢。與汝作業。生受之繫衣帶間。少年又曰。夜久矣。汝勿歸。且隨我至吾家宿可也。伍生從之至一處。引生于三室前。指一明亮者。汝臥此中。終夕勿出戶。雖有洩溺。亦于壁偶也。又戒曰勿窺此二室。將驚汝。生唯然心疑其言未曉。輒輒起推二室戶扉閱之。一室四壁。皆釘婦人嬰兒甚衆。一室有囚無數。方持掠號泣。生長而退。復就臥室。俄聞宰相入朝傳呼聲。生不復寐。待且而去。及天明乃在保康門內西大石上。甚怪駭。顧視筆帖仍在。遂持詣郭家取錢。郭如數與之。生自是謀運稍遂。其後家于楚州。五少年。京師人謂五通神也。

とある。此れも勿論、前のと同様、作り話であらうが、少年が帖を寫して伍生に與へ、梳行郭家に持して十千錢を取れと云ひ、伍生は其の言の如くしたところ、郭は數に照らして錢を與へたといふのが吾等の注意を惹く。梳行は櫛屋とも櫛屋町とも解釋されるが、少年は帖を伍生に與へる時、持參先の所在を指示すべき筈であるから、櫛屋町と見た方が文意に協ふであらう。孟元老の東京夢華錄に據れば、汴京に於ては營業の異同に依つて商店の所在を峻別したのでなく、随分様々の商店が入交つて居る場合もあつたのであるから、梳行も必しも櫛屋ばかりでは無く、其の間に種々の商店が存在したかも知れぬ。されば郭家も必しも櫛屋とのみ限る事は出來ないのである。郭家と少年との關係は明でない。願ふに帖を振出して錢の拂渡を要求することは、己の錢を預かつて居る人に對して行ひ得るばかりでなく、己に債務を持つ人に對しても行ふことが出來よう。併し債務者に對して帖を振出しても、囊中の物を探るが如く錢を得ることは出來まいから、拂渡の確實が望まれる以上は、帖の振出は主として己の錢を預かる人、就中既に述べた如く、特に櫃坊に對して行はれたであらう。因つて考へるに郭家は梳行に在る櫃坊ではあるまいか。私は必しも少年が郭家に錢を預けて居たといふのではない。もともと神秘的な話であるから、少年と郭家との關係は、明にし得べき筋のものではあるまい。併し少年が郭家に宛て、帖を書いたといふことは、當時の慣習より言へば、かねて櫃坊に錢を預け居るものゝ仕方であつて、伍生もしか解釋して受取つたのではあるまいか。郭家は少年から錢を預かつて居たにせよ、居なかつたにせよ、帖

を受附けた瞬間、其れを預かり居るものと信じ櫃坊一般の慣習に従つて指定通り錢を拂渡したわけではあるまいか。私は斯く推測して差支あるまいと考へる。

右に説く所が誤りでないとするれば、櫃坊に於て預金者の帖即ち小切手を受附けて通貨に引換へることが、唐宋二代に亘つて行はれたのを認めることが出来よう。

次に櫃坊は通貨及貴重品を預かるだけで、其の通貨を更に有利に運用して他人に貸附けるやうなことはしなかつたであらうか。續資治通鑑長編卷二百二十三熙寧四年五月戊子の條に

同勾當開封府司錄司檢校庫吳安持言。本庫檢校孤幼財物。月給錢。歲給衣。逮及長成。或至罄竭。不足推廣朝廷愛民之本意。乞以見寄金銀見錢。依常平倉。貸人令入。抵當出息。以給孤幼。詔千緡以下。如奏施行。

とあつて開封府檢校庫に預かつた孤兒の金銀見錢を人に貸附け、其の利息を以て孤兒を養ふことが見えるが、此れは開封府が孤兒の錢物に就いてのみ行つた特殊の事例であつて、櫃坊の錢物に對しては、斯様な取扱は行はれなかつたことと察せられる。唐代に於て、櫃坊が財物を保管するだけで、其れを運用しなかつたことは、保管料を收めたことに依つても窺ひ知られるのであるが、宋代に於ても、恐らくは、猶ほ同様であつたであらう。櫃坊に於ける金銀見錢の預入は、經濟學者の言葉を借りて言へば、管理預金であつて、運用預金ではなかつたのであらう。

註十五 逸史の著者の年代は、新唐書卷五十九、藝文志小説家類に盧子。史錄卷又逸史三卷大申とあ

るに依つて知られる。

## 六 結 語

以上述べ來つた所を綜合すると、唐宋時代に於ては、櫃坊若しくは寄附鋪と呼ばれるものがあつて、保管料を取つて錢貨や金銀の類を預かることを業とし、又小切手の現金引換を取扱ひ、依託を受けて貴重品を賣却するやうなことをも行つたやうである。併せて、支那でも近代に及んでは、錢莊、錢鋪などいふものが現はれて、西洋の銀行制度輸入以前に、一種の銀行業を營んだのであるが、唐宋時代に於ては、まだ銀行を以て目するに足るものは起こらず、唯銀行業の要素を爲す三四の業務が、數種の商人に依つて分擔されるのみであつた。即ち預金は所謂管理預金であつて、運用預金ではなかつたけれども、兎も角も櫃坊に依つて營業せられ、貸金は放債家（<sub>下</sub>）質庫等に依はれ、兩換は金銀鋪、銀鋪、金銀交引鋪、金銀鹽鈔引交易鋪（<sub>下</sub>）、兌坊などに依つて營業された。さうして爲換は、唐代に於ては初は進奏院及富豪に依つて取扱はれ、次いで戸部度支鹽鐵三司と商人とに依つて取扱はれ、宋の初には、便錢務及商人に依つて取扱はれたのであつて、必しも商人のみの營業でなく、且つ商人側では各地方と取引關係を有する様々の富商に依つて行はれ、必しも一定の商人に依つて營業されたのではなかつたやうである。尙ほ宋代に於ては、交子、會子、鹽鈔、茶引など、紙幣類似のものが盛に流通した爲、爲換は次第に衰へたやうである。要するに今日の銀行業を形作る數



種の業務は多方面に分かれ屬したのであつて、櫃坊も金銀鋪放債家など、相並んで其の一部を營んだと謂ふことが出来る。併乍ら銀行業の一部は銀行業其物ではない。隨つて櫃坊も金銀鋪金銀行なども決して今日謂ふ所の銀行ではない。銀行業の骨子は預金と貸金とを兼ね行ふことである。若し櫃坊が、開封府司録司檢校庫が孤兒の金錢に就いて行つたやうに、財物を預かり且つ貸したならば、直に之を指して銀行の權輿であり濫觴であると謂ひ得るけれども、既に述べた如く預金を取扱ふに止まつたのであつた。櫃坊は元以後にはどうなつたか。銀行の發生とどんな關係を持つたか。此れは緊要で同時に難澁な問題である。私は、此れに就いては、他日改めて讀者に見えたいと思ふ。

註十六 放債は舉債・出舉・行錢なども呼ばれ、之を専ら業とするものと然らざるものとの二つがあつた。行錢の語は宋の王明清の投轄録に見える。

註十七 金銀鋪金銀行は、私の了解する所では、同じ物で、金銀器の製造・賣買・地金銀の鑄造・鑑定及兩換等を營んだもののやうである。銀鋪も之と略同様で、但、銀器銀塊の取扱を主としたであらう。金銀行の語は大平廣記卷二百八十、及宋の溫豫の續補侍兒小名錄に引かれた唐の李玫の纂異記並に唐の常沂の靈鬼志に見え、(靈鬼志のは恐らくは纂異記の文を轉載したものであらう)金銀鋪・銀鋪の名は、東京夢華錄卷三、夢梁錄卷十三、爲政九要第八等に見える。金銀交引鋪、金銀鹽鈔引交易鋪は金銀鋪の營業の外、交子・鹽鈔茶引等の賣買をも取扱つたもので、都城紀勝及夢梁錄卷十三に見える。金銀鋪・金銀行等は唐宋二代を通じて存在し、金銀交引鋪等は宋に至つて始めて起つたものである。兌房は專兩換を取扱ひ、其の營業の範圍は金銀鋪に比して餘程狹隘であつたらしい。宋代に起つたものゝやうで、爲政九要の禁捕第五に見え、更に降つては水滸傳第二十八回にも見えて居る。此等に就いては別に委しい研究を發表する機會があるであらう。